

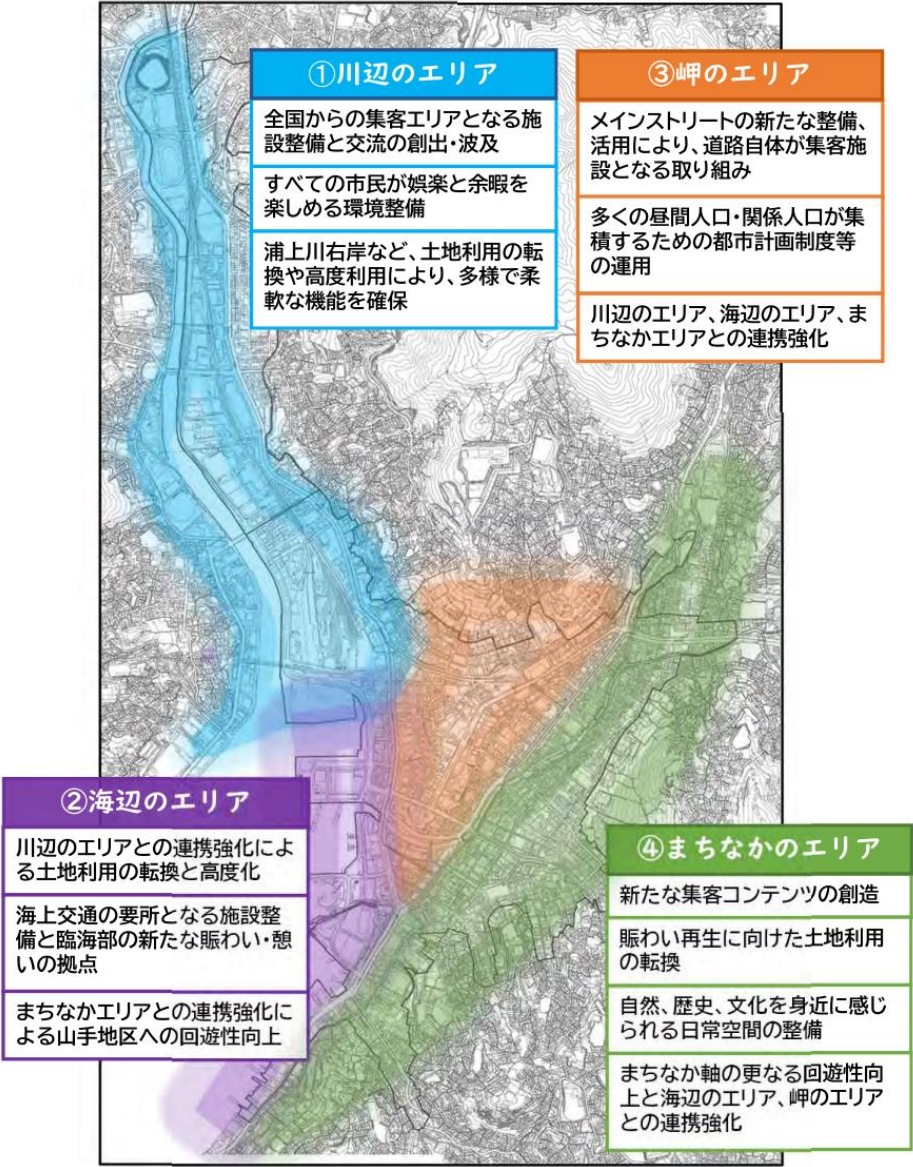
4. 上位計画・関連計画等

(1) 上位計画

名称	スポーツ施設の目指す方針・方向性	スポーツ施設の再配置での留意点等
長崎市 第五次総合計画 (R3.3 策定)	■個別施策 E7-2 ・だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります	➤ 誰もが快適に安心して公園を利用できるよう、バリアフリー化を推進 ➤ 災害時の避難場所として有効に公園を活用
	■個別施策 G3-1 ・スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります	➤ 市民が気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるように、各競技団体、長崎市スポーツ協会と連携し、スポーツイベントを推進 ➤ 多様化するスポーツニーズの把握に努め、必要かつ適切なスポーツ環境の整備を推進

(2) 関連計画

名称	スポーツ施設の目指す方針・方向性	スポーツ施設の再配置での留意点等
都心まちづくり 構想 (R6.4 策定)	■川辺のエリア（右図）の整備の方針 ・陸の玄関口として、長崎駅を中心とした一大集客エリア ・スポーツレクリエーションなどの娯楽や余暇の充実 ・土地利用転換による、多様で柔軟な機能の確保	➤ 全国からの集客エリアとなる施設整備と交流の創出・波及 ➤ 全ての市民が娯楽と余暇を楽しめる環境整備
長崎市都市計画マスタープラン (H28.12 改訂)	■地域別構想（中央北部地区）の生活像の目標 ・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進 ・豊かな自然環境と市街地の共存、学びの場の充実	➤ 交流の推進、交流施設の確保 ➤ 良好な景観誘導、緑地の保全と創出
長崎市立地適正化計画 (H30.4 策定)	■誘導施設における施策 ・都市機能誘導区域ごとに市全体を利用圏とし、多くの市民が利用する高次な都市機能増進施設や今後、政策的に誘導すべき施設に設定	➤ 平和公園（ラグビー・サッカー場、庭球場等）、市民総合プールは、誘導施設（広域利用施設）として位置づけ ⇒ 都市機能誘導区域（右図参照）への配置が望ましい
長崎市景観計画 (H30.11 変更)	■景観形成重点地区（平和公園地区運動公園ゾーン）の方針 ・市民スポーツやレクリエーション、緑豊かな憩いの空間を創出	➤ 陸上競技場は、稲佐山眺望ゾーンとして、高さ制限がある（約 20mまで）
長崎市公共施設の適正配置基準 (R5.4 策定)	■スポーツ施設の適正配置基準 ・県立や民間のスポーツ施設との利用しながら、施設の廃止、集約を検討するとともに、維持していくことが必要な施設は、可能な限り、施設の機能の質の向上を図る	➤ 市民総合プールは、大規模大会利用施設として位置づけ ➤ 陸上競技場は、競技練習等利用施設として位置づけ



図－１４ 都心まちづくり構想の対象区域とエリア

(3) 既存計画

■平和公園陸上競技場の再整備計画についての報告書（平和公園陸上競技場利用懇話会 平成 10 年 9 月）

ア 陸上競技場再整備の考え方

- ・ 柿泊の総合運動公園内に本格陸上競技場が完成し、当陸上競技場の老朽化も進んでいることから、平和公園再整備基本計画における再整備方針にもとづき、当陸上競技場およびテニス場、ソフトボール場、弓道場を含む陸上競技場地区は、「緑あふれた多様なレクリエーション空間」として再整備を行うこととする。
- ・ そのうち、当陸上競技場部分は、「多目的広場」として、また、テニス場、ソフトボール場、弓道場の部分は、「緑の森」として再整備を行う。
- ・ ただし、当陸上競技場部分については、柿泊の陸上競技場が供用開始された後も、依然として競技施設としての需要が多いことや、平成 15 年にインターハイ開催等が控えていることから、このような競技目的の需要を受け入れつつ段階的に再整備を進めることとする。
- ・ また、テニス場、ソフトボール場、弓道場の部分は、柿泊の総合運動公園の二期事業の進捗状況等を見て再整備の着手時期等を検討することとする。

イ 具体的な再整備計画について

項目	再整備計画
陸上競技場部分	・ スタンド全部の撤去を行い、将来はトラック及びフィールド部分も含めて芝生の多目的広場として整備を行う。 ・ 多目的広場内の外側に、極力、既存樹を活かした植樹を行い、緑陰の確保を行う。
（短期的整備の内容） フィールド部	・ 平成 15 年のインターハイまでは現状のまま維持する。 ・ インターハイ終了後は、芝生の多目的広場として整備を行う。 ・ なお、投てき場は、インターハイまで存続させ、その使用については、使用者による安全管理、使用後の整備の徹底を図る。
（短期的整備の内容） トラック部	・ 当分の間は現状のまま維持し、再整備の着手時期等については、今後の施設の利用状況等の推移を見ながら検討を行う。

ウ 平和公園陸上競技場利用懇話会のまとめ

- ・ 陸上競技場地区の再整備について、平和公園再整備基本計画の再整備方針に沿って整備を進めることにほぼ異論はないということになった。
- ・ 陸上競技場の再整備については、一部の委員から、将来もトラックは残すべきという意見が出された。
- ・ 当懇話会としては、将来的なトラックの取扱いについては、今後の陸上競技地区全体の再整備を行っていくなかで検討すべきものであるとし、将来に判断を委ね、短期的な陸上競技場の再整備計画については、長崎市の方針を了承した。

エ 主要メンバーの概要

自治会長、PTA 連合会、学識経験者、地元活動団体、関連する分野協会関係者などの合計 20 名